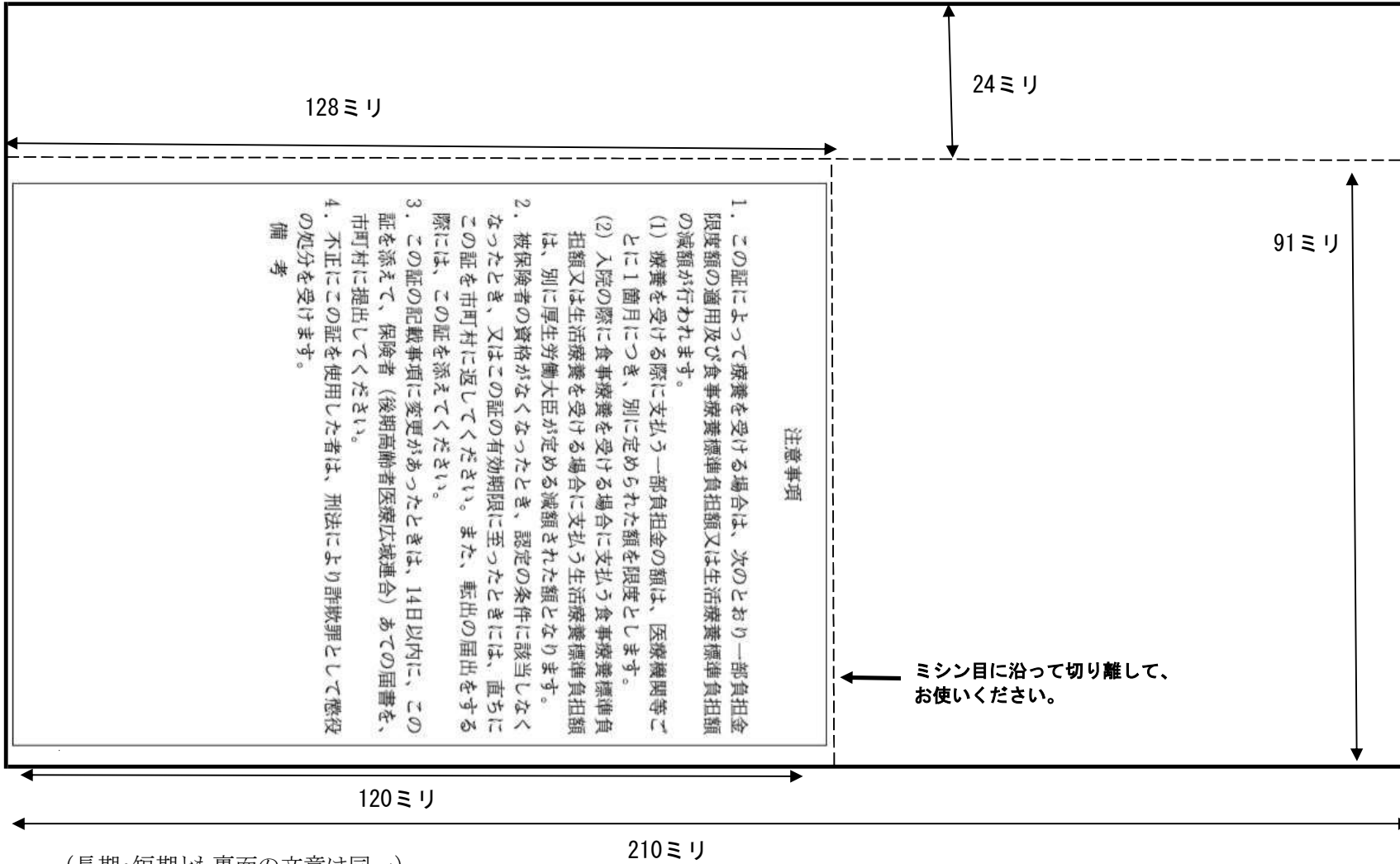


※ 裏面は黒1色ですべて印刷対応。



(長期・短期とも裏面の文章は同一)

※ 裏面は黒1色ですべて印刷対応とする。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、お一人ずつ郵送しております。

〈後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証をご使用になるときに注意すること〉

- ◎被保険者証と一緒に医療機関の窓口にご提示ください。
- ◎医療機関に預けたままにするのはやめましょう。
- ◎他人と貸し借りするなど不正に使用した場合は、法により罰せられます。
- ◎認定が取り消されたり、証の更新があったにもかかわらず、そのまま同じ証をお使いになると、かかった医療費の一部若しくは全額を返還していただくことがあります。
- ◎現在お住まいの市区町村を転出した場合は、速やかに証を返還してください。新しい証は、転入先の市区町村でお渡ししますので、所定の申請手続きをしてください。

後期高齢者医療制度は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が運営しています。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」送付のお知らせ

令和4年8月1日からご使用いただき、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「減額認定証」といいます)をお送りいたします。

8月1日以降に保険医療機関等を受診される際には、同封の減額認定証を被保険者証と一緒にご提示ください。

適用内容については、同封の「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証について」をご覧ください。

●現在お手元にある減額認定証の取扱い

有効期限が令和4年7月31日までの「減額認定証」は、8月から無効となりますので、令和4年8月1日以降に個人情報に注意して処分してください。

●有効期限について

減額認定証は区分の再判定を毎年8月に行うため、有効期限は翌年の令和5年7月31日までとなります。

●有効期間の途中で区分が変更された場合について

区分が変わった場合は、すみやかに変更前の減額認定証をご返却ください。

世帯に市町村民税を申告されていない方がいらっしゃる場合(被保険者を含む)は、「区分Ⅱ」の減額認定証をお送りしておりますが、所得の判明等により、さかのぼって減額認定証の適用対象外となる場合があります。

適用対象外となった期間に、減額された医療費や払戻された医療費がある場合等については、医療費の一部を返還していただくことがありますので、ご注意ください。

減額認定証の見本

区分Ⅰ

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成27年8月1日	
被保険者番号	12345678
住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成27年8月1日
有効期限	平成28年7月31日
適用区分	区分Ⅰ
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3914〇〇〇〇 神奈川県後期高齢者医療広域連合印

有効期限はこちらに記載されています。

区分Ⅱ

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成27年8月1日	
被保険者番号	12345678
住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成27年8月1日
有効期限	平成28年7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	914〇〇〇〇 神奈川県後期高齢者医療広域連合印

長期入院該当の場合は、長期入院該当年月日とその右に2つ目の「保険者印」が押印されています。

区分Ⅱ(長期入院該当)

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成27年8月1日	
被保険者番号	12345678
住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成27年8月1日
有効期限	平成28年7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	平成27年8月1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3914〇〇〇〇 神奈川県後期高齢者医療広域連合印

適用区分欄で「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」の適用区分が分かります。

お問い合わせ先

減額認定証の台紙に記載されている、市区町村の後期高齢者医療担当窓口

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 について

1 減額認定証が交付される方及びその適用区分について

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」といいます。）が交付される方及びその認定基準は次のとおりです。

適用区分	認 定 基 準
区分Ⅱ	同一世帯の方全員が市町村民税非課税である世帯に属する、区分Ⅰ以外の被保険者
区分Ⅰ	同一世帯の方全員が市町村民税非課税であって、かつ世帯の方全員の各所得（年金の所得は控除額を80万円として計算）が0円となる被保険者 *世帯の方全員が市町村民税非課税である世帯に属する「老齢福祉年金」を受給している被保険者（国民年金制度発足時に50歳を超えていた主に明治生まれの方。老齢基礎年金とは異なります。）も区分Ⅰとなります。

市町村民税未申告の方について

同一世帯（被保険者本人を含む）に市町村民税未申告の方がいる場合は、「区分Ⅱ」で判定されています。

本人を含む同一世帯の方の所得が判明し、限度額適用認定の対象外となった場合は、速やかに減額認定証をご返却ください。また、これまでにご負担いただいていた区分Ⅱと変更後の区分の自己負担限度額の差額について、広域連合から請求をさせていただく場合があります。

なお、同一世帯員全員の各所得が0円となる方は、市町村民税の担当窓口で申告をすることにより、「区分Ⅰ」と判定されます。「区分Ⅰ」と判定されるためには、同じ世帯の方全員の申告が必要となります。

2 1か月当たり的高額療養費の自己負担限度額について

減額認定証を提示すると、1か月の医療機関等での窓口ごとの支払は、下表の自己負担限度額までとなります。（差額ベッド代やおむつ代等保険対象ではないもの、また柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術等は除きます。）

◎医療機関等での窓口ごとの高額療養費の自己負担限度額(月額)

適用区分	外 来	入 院
区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円
一 般	18,000 円	57,600 円 (44,400円) ※

※ () 内の金額は、過去12か月間に自己負担限度額を超えた給付を3回以上受けた場合、その月が4回目以降の給付のときに適用されます。

裏面もご覧ください。

3 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額について

入院の際、減額認定証を提示すると医療機関等の窓口において支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額が、下表のとおり減額されます。

適用区分	食事療養標準負担額（一般病床）	生活療養標準負担額（療養病床）※1		
	食費（1食）	食費（1食）		居住費（1日）
		医療の必要性の低い方	医療の必要性の高い方	
区分Ⅱ	210円	210円	210円	370円
	160円※2		160円※2	
区分Ⅰ	100円	130円	100円	0円
		老福※3		
一般・現役並み所得者	460円※4	460円※5	460円※5	370円

- ※1 指定難病患者の方は一般病床と同じ額の食費を負担します。居住費の負担はありません。
- ※2 過去12か月間に合計91日以上入院した場合は、長期入院に該当することとなり「160円/1食」となります。
(ただし、介護保険の適用を受けて入所している場合は除きます。)
- ※3 区分Ⅰに該当する老齢福祉年金受給者の場合です。
- ※4 指定難病患者の方は、「260円/1食」となります。
- ※5 管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなど、一定の要件を満たす場合です。それ以外の場合は「420円/1食」となります。

区分Ⅱに該当する方の長期入院該当について

「区分Ⅱ」に該当し、減額認定証の長期入院該当欄が空白の方が、過去12か月の入院日数が合計91日以上となった場合、申請に基づき長期入院の認定ができます。(ただし、介護保険の適用を受けて入所している場合は除きます。)なお、長期入院該当日は申請日の翌月1日となります。

該当される方は、次のとおり市区町村の担当窓口申請してください。

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 91日以上入院したことが確認できる書類（主に領収書）の写し ● 保険証、減額認定証 ● ①個人番号(マイナンバー)と②本人確認ができるもの <ul style="list-style-type: none"> ① 個人番号カード、通知カード（最新の事項と一致しているもの）、住民票の写し(個人番号が記載されたもの) ※「個人番号通知書」は確認書類としては使用できません。 ②・1点で良いもの 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、在留カード、官公署から発行された顔写真つきの書類等 ②・2点必要なもの 保険証、介護保険証、国民年金手帳、官公署から発行された顔写真のない書類で氏名と生年月日または住所が確認できる書類等 <p>※年齢到達や転入等で新たに被保険者になった方で、前の健康保険での入院日数を算入する方は「区分Ⅱ」であったことが確認できる書類（前の健康保険の減額認定証の写し等） ※成年後見人などが選任されている場合は「登記事項証明書の写し」</p>
申請先	市区町村の後期高齢者医療担当窓口
認定された場合の取扱い	入院（療養病床の「医療の必要性の低い方」を除く）した場合の食費が1食当たり160円に減額されます（減額前210円）。
長期入院の認定に伴う食費の差額給付	医療機関における医療費の請求は1か月単位で行われるため、長期認定された日が属する月については、入院91日目以降の負担額について、減額前の金額（1食当たり210円）で請求される場合があります。この場合、長期認定が適用された本来の負担額（160円）との差額の支給申請が必要です。

- ※ 証が切り取れるように周囲にミシン目を入れること。
- ※ 各欄等の印字内容及び文字数は契約締結後、別途協議する。
- ※ 表面3色、裏面1色。
- ※ 台紙部分はすべて印刷対応。

性別

すべての証にプリントする

裏面の注意事項を必ずお読みください。

※こちらの限度額適用認定証は令和4年8月1日からご使用いただけます。被保険者証と一緒に医療機関にご提示ください。

91ミリ

128ミリ

ミシン目に沿って切り離してお使いください。

後期高齢者医療限度額適用認定証

有効期限 NNZ9年Z9月Z9日
 交付年月日 NNZ9年Z9月Z9日

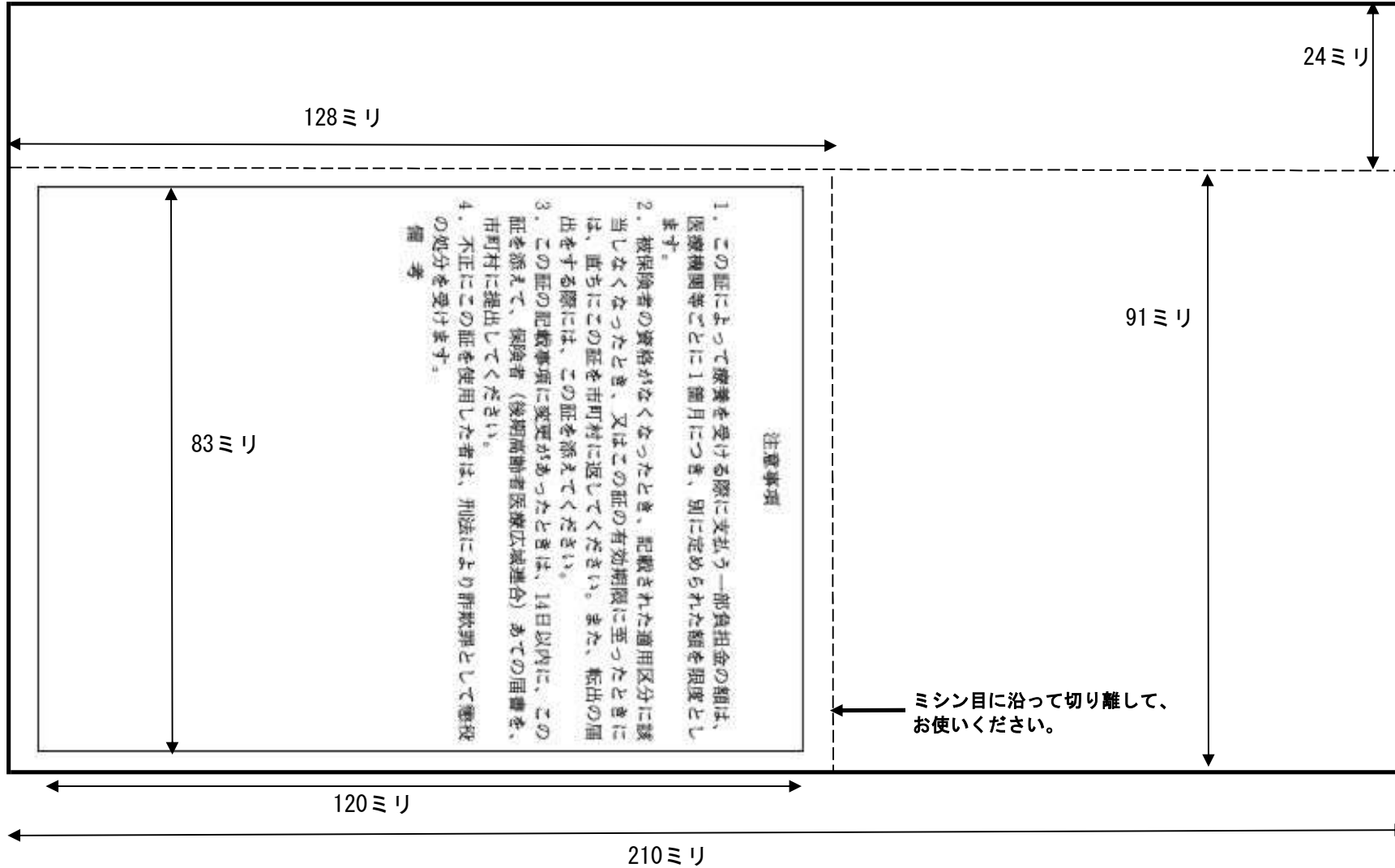
被保険者番号	NNNNNNNN	性別	N
住所	NN--(xx)--NN NN--(xx)--NN NN--(xx)--NN	氏名	NN--(xx)--NN NN--(xx)--NN
生年月日	NNZ9年Z9月Z9日	発効期日	NNZ9年Z9月Z9日
適用区分	現役○	保険者番号並びの印	9:9 9:9 9:9 9:9

神奈川県後期高齢者医療広域連合

印

「現役Ⅰ」または「現役Ⅱ」

※ 裏面は黒1色ですべて印刷対応。



別紙7-1-2 限度額証及び台紙部分レイアウト(裏)

※ 各欄等の印字内容及び文字数は契約締結後、別途協議する。
※ 裏面は黒1色ですべて印刷対応とする。

印刷対応部分

・限度額認定証の住所・氏名・生年月日・性別に誤りがないかご確認ください。
・市町村で使用している文字と印字された文字が異なる場合がありますので、ご了承ください。
・その他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
・令和4年7月〇日現在の状況で作成しております。

N----- (x x) -----N
N----- (x x) -----N
N----- (x x) -----N
N----- (x x) -----N
N----- (x x) -----N
N----- (x x) -----N

宛名住所・氏名

XXX-XXXX
N----- (x x) -----N
N----- (x x) -----N
N----- (x x) -----N
N----- (x x) -----N
N----- (x x) -----N△様
N----- (x x) -----N△様

[Redacted box]

#9999999

【お問い合わせ先】
XXX-XXXX

N----- (x x) -----N
N----- (x x) -----N
N----- (x x) -----N
N----- (x x) -----N
N----- (x x) -----N

窓開きから見える部分に連番及びカスタマーバーコードをプリントすること。

各レコードに含まれる保険者番号により、別に提供するリストにある各市区町村(58箇所)の連絡先(名称、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号)を印字できるようにすること。

※ 裏面は黒 1 色ですべて印刷対応とする。

「後期高齢者医療限度額適用認定証」は、お一人ずつ郵送しております。

〈後期高齢者医療限度額適用認定証をご使用になるときに注意すること〉

- ◎ 被保険者証と一緒に医療機関の窓口にご提示ください。
- ◎ 医療機関に預けたままにするのはやめましょう。
- ◎ 他人と貸し借りするなど不正に使用した場合は、法により罰せられます。
- ◎ 認定が取り消されたり、証の更新があったにもかかわらず、そのまま同じ証をお使いになると、かかった医療費の一部若しくは全額を返還していただくことがあります。
- ◎ 現在お住まいの市区町村を転出した場合は、速やかに証を返還してください。新しい証は、転入先の市区町村でお渡ししますので、所定の申請手続きをしてください。

後期高齢者医療制度は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が運営しています。

令和4年7月〇日

「限度額適用認定証」送付のお知らせ

令和4年8月1日からご使用いただき、「後期高齢者医療限度額適用認定証」(以下「限度額認定証」といいます)をお送りいたします。

8月1日以降に保険医療機関等を受診される際には、同封の限度額認定証を被保険者証と一緒にご提示ください。

適用内容については、裏面をご覧ください。

● 現在お手元にある限度額認定証の取扱い

有効期限が令和4年7月31日までの「限度額認定証」は、8月から無効となりますので、令和4年8月1日以降に個人情報に注意して処分してください。

● 有効期限について

限度額認定証は区分の再判定を毎年8月に行うため、有効期限は翌年の令和5年7月31日までとなります。

● 有効期間の途中で区分が変更された場合について

区分が変わった場合は、すみやかに変更前の限度額認定証をご返却ください。

適用対象外となった期間に払戻しされた医療費がある場合等については、医療費の一部を返還していただくことがありますので、ご注意ください。

減額証送付のお知らせのデザインに寄せてください。

限度額認定証の見本

現役Ⅰ

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	平成32年 7月31日
交付年月日	平成31年 8月 1日
被保険者番号	12345678
住所	××市××町×××番地
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和××年××月××日
有効期日	平成31年 8月 1日
適用区分	現役Ⅰ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 4 [] [] [] [] 神奈川県後期高齢者医療広域連合 印

有効期限はこちらに記載されています。

適用区分欄で「現役Ⅰ」または「現役Ⅱ」の適用区分が分かります。

現役Ⅱ

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	平成32年 7月31日
交付年月日	平成31年 8月 1日
被保険者番号	12345678
住所	××市××町×××番地
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和××年××月××日
有効期日	平成31年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 4 [] [] [] [] 神奈川県後期高齢者医療広域連合 印

お問い合わせ先

限度額認定証の台紙に記載されている、市区町村の後期高齢者医療担当窓口

裏面は黒一色。

1 限度額認定証が交付される方及びその適用区分について

限度額認定証が交付される方及びその認定基準は次のとおりです。

所得区分	認定基準
現役並み 所得者Ⅱ	市町村民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者
現役並み 所得者Ⅰ	市町村民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者

◎限度額認定証は、一度申請をしていただくと、上記基準に該当する方には翌年以降も自動的に送付されます。

2 1か月当たりの高額療養費の自己負担限度額について

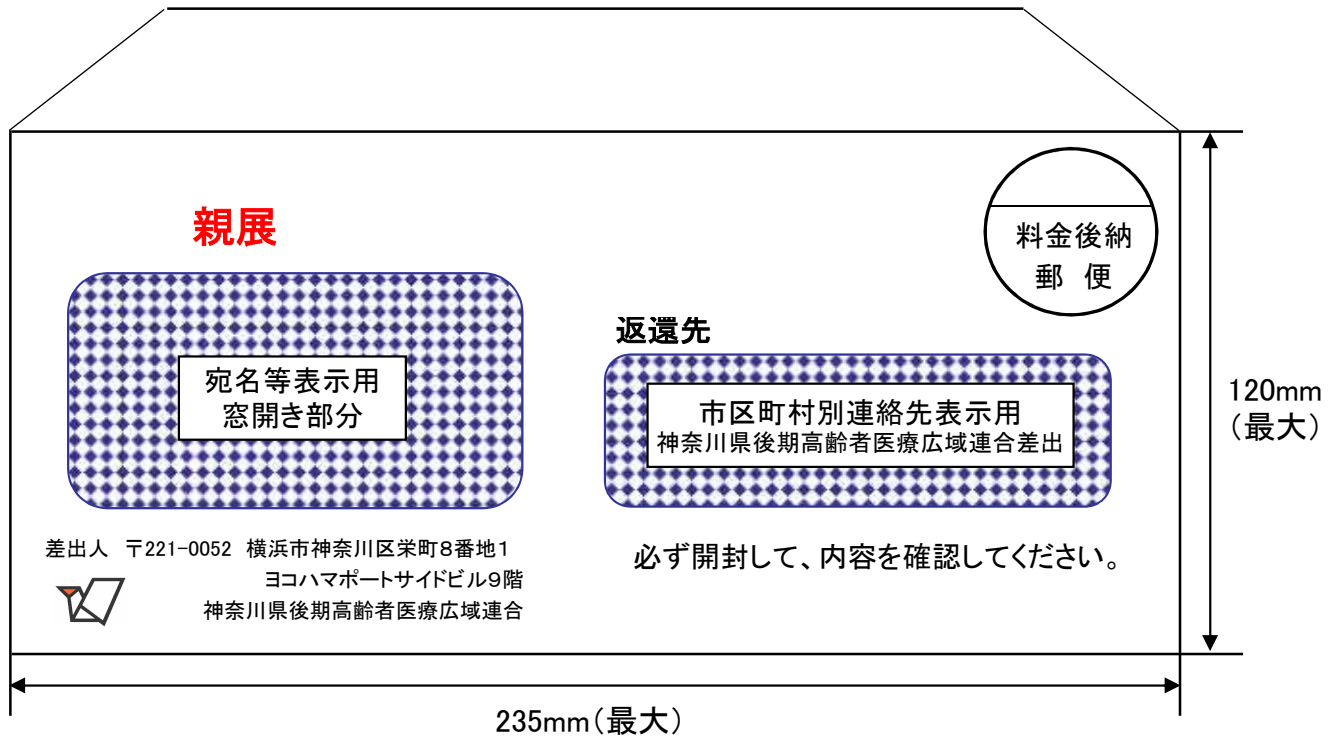
限度額認定証を提示すると、1か月の医療機関での窓口ごとの支払は、下表の自己負担限度額までとなります。(差額ベッド代やおむつ代等保険対象ではないもの、また柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術等は除きます。)

医療機関での窓口ごとの高額療養費の自己負担限度額(月額)

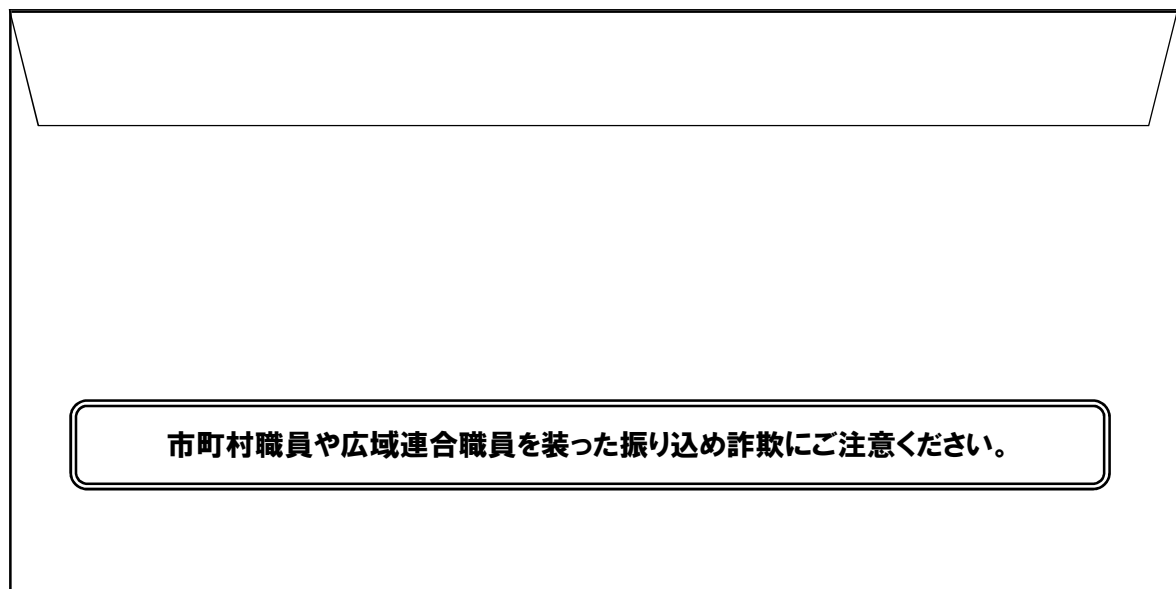
所得区分	自己負担割合	外来+入院
現役並み 所得者Ⅱ	3割	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <93,000円>※1
現役並み 所得者Ⅰ	3割	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <44,400円>※1

※1 < >内の金額は、過去12か月に自己負担限度額を超えた給付を3回以上受けた場合、その月が4回目以降の給付の際に適用される自己負担限度額です(多数回該当)。

【標準負担額減額認定証・限度額認定証送付用封筒】レイアウト



【裏面】



市区町村名	送付方法		想定件数
	特殊取り扱い	転送不要	
横浜市（計）	① 簡易書留	① あり	507,166
鶴見区	① 簡易書留	① あり	31,650
神奈川区	① 簡易書留	① あり	28,091
西区	① 簡易書留	① あり	10,678
中区	① 簡易書留	① あり	16,398
南区	① 簡易書留	① あり	27,964
保土ヶ谷区	① 簡易書留	① あり	30,252
磯子区	① 簡易書留	① あり	25,803
金沢区	① 簡易書留	① あり	32,667
港北区	① 簡易書留	① あり	38,132
戸塚区	① 簡易書留	① あり	40,293
港南区	① 簡易書留	① あり	35,590
旭区	① 簡易書留	① あり	41,945
緑区	① 簡易書留	① あり	24,151
瀬谷区	① 簡易書留	① あり	19,703
栄区	① 簡易書留	① あり	22,499
泉区	① 簡易書留	① あり	24,659
青葉区	① 簡易書留	① あり	36,353
都筑区	① 簡易書留	① あり	20,338
川崎市（計）	② 特定記録	② なし	158,770
川崎区	② 特定記録	② なし	25,170
幸区	② 特定記録	② なし	19,195
中原区	② 特定記録	② なし	20,975
高津区	② 特定記録	② なし	21,991
多摩区	② 特定記録	② なし	22,754
宮前区	② 特定記録	② なし	25,423
麻生区	② 特定記録	② なし	23,262